

桂川町子ども・子育て支援 事業計画



— 概要版 —

平成 27 年 3 月

桂 川 町



計画の概要

※計画策定の趣旨

子ども・子育て支援等関連３法による新制度への移行に伴い、本町が策定すべき「子ども・子育て支援事業計画」の策定趣旨は、「子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすことが必要であり、そうした取組みを通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現する。」と位置づけます。

※計画の期間

平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年とします。

基本理念と基本目標

基本理念

みんなで応援 すくすく桂川っ子
～親も子も笑顔あふれるまち“けいせん”～

基本目標

基本理念のもと、本町の子ども・子育ての将来の姿を実現するための基本目標を以下のように設定します。

基本目標 1 未来を担い、創造する子どもたちを育む

基本目標 2 子どもたちの可能性と夢を引き出す

基本目標 3 地域の見守りと気づきで創る子どもたちの未来

基本的視点と主要施策の方向

子育て世代への支援

＊子育て支援サービスの充実

子育て支援の拠点となる「地域子育て支援センター」については、平成 27 年度より運営を段階的に開始します。併せて、子育て支援センターを拠点に、地域及び保育所、幼稚園、小中学校、医療機関等のネットワークによる、子育て支援サービスの充実を図ります。

＊経済的負担の軽減

児童手当の支給や医療費の助成をはじめ、各種経済的支援を継続的に進め、充実を図ります。

＊相談体制、情報提供の充実

出産前の段階から、母親同士で気軽な相談や情報交換ができる場の充実と周知に努め、産後スムーズに子どもと一緒に生活を始めることができるような支援を図るとともに、パンフレットやスマートフォン等携帯端末を活用し、情報提供の充実に努めます。

＊子育てを支える地域環境の形成

世代間交流や体験活動を主とした地域福祉部の活動等を継続して推進していきます。

母子の健康の確保と増進（健やか親子 21）

＊安心して妊娠、出産できる環境の整備

母子健康手帳交付をはじめ、妊婦健康診査補助券の交付等により、妊娠期の健康の保持に努め、若年の妊婦・母親や育児に不安感を覚える母親等に対する支援を行います。

＊親子の健康の確保

援助を必要とする妊産婦に対する訪問や相談、発達段階に合わせた健康診査、健康教育等の一層の充実とともに、1歳6か月児及び3歳児健診の受診率向上を図り、病気や発達の遅れ等の早期発見、広域的視点からの小児医療体制の充実等に努めます。

＊食育の推進

大人になるまでの成長の段階に応じた食に関する情報の提供を行い、心と身体の健康づくりを推進します。

子どもの健やかな成長を目指す教育環境の整備

＊就学前教育の振興

子どもたちの発達に応じた適切な関わり方を保護者や周りの大人たちが認識するとともに、学校教育と連携した質の高い幼児教育の推進や地域での子育て支援の充実を図ります。

＊教育環境及び青少年健全育成の推進

子どもたちの「生きる力」の育成とともに、郷土愛や他人への思いやり、社会に対する責任感等を認識できるよう心の教育の充実に努めます。また、乳幼児と触れ合う機会や場を提供するとともに、主体的に進路を選択する能力・態度を育てるキャリア教育の充実に努めます。さらに、いじめや中途退学の未然防止・早期対応に向け、学校、家庭、地域及び関係機関等とのネットワークの強化、不登校対策協議会の取組みを通して一人ひとりの心に寄り添ったきめ細やかな対応に努めます。

＊家庭の教育力の向上

基本的な生活習慣をはじめ、親と子の関わり等についての学習機会の充実と、家族間の交流の機会拡大を図ります。

＊思春期の保健対策

情報モラルの指導を徹底した情報教育の充実を図り、思春期の子どもたちが、正しい知識を持ち、適切な対応をとれるような知識の形成と環境づくりに努めます。

子育てと社会参加の両立支援

＊就業環境の整備

男女共同参画推進条例の制定を通じて、男女に関係なく子育てに関われる環境づくりに努め、特に、家族との時間を確保できるような職場環境づくりの啓発に努めます。

＊保育サービスの充実

通常保育、延長保育、一時預かり等の多様な保育ニーズについては、ニーズに見合った人材の確保等に努め、事業計画の目標量の達成を図ります。町立幼稚園については、預かり保育等の実施を検討し、幼児期の学校としての充実を図ることで、小学校への円滑な接続を見通した教育課程の充実に努めます。

＊学童保育所（放課後児童クラブ）の充実

既存の取組みの充実とともに、施設の分散化や施設及び設備の老朽化等への取組み、長期休暇期間へのニーズ対応についても検討を行います。

専門的な支援を必要とする子ども等への支援の充実

＊児童虐待防止策の充実

関係機関との連携により、相談窓口や相談体制の整備等、きめ細やかな対応を充実させます。

＊ひとり親家庭等の自立支援

ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を育むため、経済的支援、就業が困難な母子家庭への支援や子育てサービスの情報提供、相談体制の充実を図ります。併せて、父子家庭に対する家事援助、育児支援等の生活支援の充実を図ります。

＊障がいのある子どもがいる家庭への支援

ノーマライゼーションの理念のもと、居宅介護、児童デイサービス、短期入所等の多様なサービスの充実を図るとともに、障がいの早期発見・早期治療のため、関係機関との連携による支援体制や情報提供の充実に努めます。

安全・安心まちづくりの推進

＊子どもの安全の確保

幼児期の交通安全指導や交通安全教室の開催等の充実を通して、今後も子どもたちの交通安全意識の向上に努めます。

＊犯罪等の被害にあわないための環境の整備

地域におけるあいさつ・声かけ運動や地域の防犯パトロール等の防犯活動等、犯罪を未然に防ぐ環境づくりに継続して努める等、地域全体で見守る体制づくりを推進します。

＊子育てを支援する生活環境の整備

道路における歩道構造のバリアフリー化等歩行者にやさしい道路整備に努めるとともに、身近な遊び場として、児童遊園の集約とともに、計画的な維持・管理に努めます。



教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件」、「現在の教育・保育の利用状況」、「教育・保育を提供するための施設の整備の状況」等をニーズ調査結果や幼稚園・保育所等の施設の実態等から総合的に勘案し、「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」（以下「教育・保育提供区域」）を定めることになっています。

本町では「町全域」を「教育・保育サービス」および「地域子ども・子育て支援事業」の提供区域とします。ただし、放課後児童健全育成事業（学童保育所（放課後児童クラブ））については、基本を「小学校区」とします。

幼児期の教育・保育施設の充実

平成 27 年度

町全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	① 3歳以上 教育希望	② 3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		124人	(68)人	210人	171人	65人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設	120	207		114	33
	地域型保育事業					
	合計②	120	207		114	33
②－①＝		▲ 4	▲ 3		▲ 57	▲ 32

平成 28 年度

町全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	① 3歳以上 教育希望	② 3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		128人	(70)人	217人	155人	63人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設	120	207		114	33
	地域型保育事業					
	合計②	120	207		114	33
②－①＝		▲ 8	▲ 10		▲ 41	▲ 30

平成 29 年度

町全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	① 3歳以上 教育希望	② 3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		121人	(66)人	206人	152人	60人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設	120	207		114	33
	地域型保育事業					
	合計②	120	207		114	33
②－①＝		▲ 1	1		▲ 38	▲ 27

平成 30 年度

町全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	① 3歳以上 教育希望	② 3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		127人	(69)人	215人	147人	58人
確保 方策 (提供量)	特定教育・保育施設	120	207		114	33
	地域型保育事業					
	合計②	120	207		114	33
②－①＝		▲ 7	▲ 8		▲ 33	▲ 25

平成 31 年度

町全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	① 3歳以上 教育希望	② 3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		117人	(64)人	199人	141人	56人
確保 方策 (提供量)	特定教育・保育施設	120	207		141	56
	地域型保育事業					
	合計②	120	207		141	56
②－①＝		3	8		0	0

教育・保育の一体的提供の推進

現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園、保育所等の施設の意向に即し、認定こども園の移行に必要な施設設備の整備や情報提供を行い、認定こども園への移行を検討していきます。

併せて、学校教育と児童福祉の両面から、子ども一人ひとりへのきめ細かな発育を支援します。その他、施設の状態（老朽化・耐震性）や地形・地域性を考慮し、またスムーズな小学校への就学移行を基本としながら、保護者の就労を支援するため子どもの送迎や保護者の通勤に配慮し、適正な配置を検討します。

教育・保育の質の向上

教員等の専門性を高めるための研修の機会を確保するとともに、幼稚園と保育所との各種交流を促進することによって教員等の資質の向上に努めます。

保・幼の年長児の段階で、子どもの「行動の特徴」や「健康状態」など一人ひとりの詳細な様子を小学校に伝える方法等を検討し、教員等が子どもの特性を適切に把握した上で、引き続き就学後の教育に活かすことのできるシステムを構築するなど、小学校との円滑な接続を図るための保・幼・小の連携を強化します。さらに、教育活動を展開するための屋内外の施設・設備の充実を図り、安全で安心して学べる教育環境の整備に努めます。

産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

小学校就学前児童の保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に認定こども園、幼稚園、保育所等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、二一ズ調査結果をもとに設定した教育・保育の量の見込みを踏まえ、計画的に認定こども園、幼稚園、保育所等の整備を検討します。

地域子ども・子育て支援事業の充実（主要事業）

地域子育て支援拠点事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	270 人日	251 人日	245 人日	236 人日	226 人日
確保方策	270 人日	251 人日	245 人日	236 人日	226 人日

事業概要：子育て支援を目的に、地域の身近な場所で、子育て中の保護者と子どもの交流・育児相談・援助・情報提供を行う。

妊婦健康診査	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	106 人	103 人	99 人	95 人	92 人
確保方策	106 人	103 人	99 人	95 人	92 人

事業概要：妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」「検査計測」「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。

乳幼児全戸訪問事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	106 人	103 人	99 人	95 人	92 人
確保方策	106 人	103 人	99 人	95 人	92 人

事業概要：生後 4 か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

養育支援訪問事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人
確保方策	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人

事業概要：養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保する。

桂川町子どもネットワーク会議	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	6 回	6 回	6 回	6 回	6 回
確保方策	6 回	6 回	6 回	6 回	6 回

事業概要：0 歳～18 歳に満たない児童の虐待や引きこもり等について、一貫した対応ができるように 2 カ月に 1 回の定例会を実施するとともに、必要に応じて個別ケース会議等も実施し、児童虐待や引きこもり等のケース検討を行う。



一時預かり事業		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1 号認定	量の見込み	300 人日	310 人日	294 人日	307 人日	284 人日
	確保方策	0 人日	310 人日	294 人日	307 人日	284 人日
2 号認定	量の見込み	17,968 人日	18,601 人日	17,599 人日	18,390 人日	17,020 人日
	確保方策	0 人日	18,601 人日	17,599 人日	18,390 人日	17,020 人日
幼稚園の預かり 保育以外	量の見込み	700 人日	671 人日	649 人日	641 人日	609 人日
	確保方策	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	609 人日

事業概要

1 号認定：1 号認定を受けた子どもを通常の利用時間以外に認定こども園や幼稚園において必要に応じ保育を行う。

2 号認定：1 号認定を受けずに幼稚園を希望している 2 号認定の子どもを通常の利用時間以外に幼稚園で恒常的に保育を行う。

幼稚園の預かり保育以外：教育・保育認定を受けない子どもを保育所等で一時預かりする事業。

延長保育事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	221 人	217 人	208 人	210 人	198 人
確保方策	158 人	155 人	149 人	150 人	198 人

事業概要：保育認定を受けた子どもの通常の利用日及び利用時間以外に認定こども園や保育所等で保育を行う。

病児保育事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	482 人日	473 人日	454 人日	457 人日	431 人日
確保方策	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	431 人日

事業概要：病気や病気回復期の子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に病院・保育所等に付設された専用スペース等で一時的に保育を行う。

放課後児童健全育成事業		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
低学年	量の見込み	157 人	167 人	172 人	159 人	164 人
	確保方策	165 人	165 人	165 人	165 人	165 人
高学年	量の見込み	76 人	75 人	74 人	78 人	84 人
	確保方策	85 人	85 人	85 人	85 人	85 人

事業概要：保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に家庭で保護することができない小学生の保育を行う。

桂川町子ども・子育て支援事業計画 概要版

発行年月日 平成 27 年 3 月

発 行 福岡県 桂川町

編 集 桂川町 健康福祉課

〒 820-0693 福岡県嘉穂郡桂川町大字土居 361 番地

電話 0948-65-0001 F A X 0948-65-0078

E-mail fukushi@town.keisen.lg.jp